介護保険制度との適用関係

① ４０歳以上６５歳未満であって次の特定疾病により，介護や支援が必要と認定された場合は，介護保険のサービスが受けられます。特定疾病は１５種が定められており，そのうち，指定難病の対象疾病は８種類あります。

①がん（医師が，一般に認められている医学的知見に基づき，回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの），　②関節リウマチ（悪性関節リウマチ），　③筋萎縮性側索硬化症， ④後縦靱帯骨化症，　⑤骨折を伴う骨粗鬆症，　⑥初老期における認知症（プリオン病）， ⑦進行性核上性麻痺，大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病，　⑧脊髄小脳変性症， ⑨脊柱管狭窄症（広範脊柱管狭窄症），　⑩早老症，　⑪多系統萎縮症， ⑫糖尿病性神経障害，糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症，　⑬脳血管疾患，　⑭閉塞性動脈硬化症， ⑮慢性閉塞性肺疾患，　⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変化を伴う変形性関節症

② 特定疾患治療研究事業の公費負担の対象となる介護保険の在宅医療サービスは，訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導です。

特定疾患治療研究事業

	利用者負担	利用者負担	利用者負担	自己負担
支給限度額	福祉系サービス	医療系サービス		
	ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟｻｰﾋﾞｽ 訪問入浴介護 通所介護 短期入所生活介護等	通所リハビリ 短期入所療養介護	訪問看護 訪問リハビリ 居宅療養管理指導	訪問看護

← 介　護　保　険 →　　医療保険

厚生労働大臣の定める疾病等･･･訪問看護は医療保険から給付 末期の悪性腫瘍，　多発性硬化症，　重症筋無力症，　スモン，　筋萎縮性側索硬化症，　脊髄小脳変性症， ハンチントン病，　進行性筋ジストロフィー症，　パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺，大脳皮質基底核変性症，パーキンソン病〔ヤールのステージ３以上で，生活機能症度がⅡ度又はⅢ度〕）， 多系統萎縮症（線条体黒質変性症，オリーブ橋小脳萎縮症，シャイ・ドレーガー症候群）， プリオン病，　亜急性硬化性全脳炎，　ライソゾーム病，　副腎白質ジストロフィー，　脊髄性筋萎縮症， 球脊髄性筋萎縮症，　慢性炎症性脱随性多発神経炎，　後天性免疫不全症候群，　頸髄損傷， 人工呼吸器を使用している状態

＊注「訪問看護」について

厚生労働大臣の定める疾病等の患者で介護保険を申請し要支援・要介護状態として認定された者も，医療保険から給付されます。

厚生労働大臣の定める疾病等以外の特定疾患患者で，介護保険を申請し要支援・要介護状態として認定された者は，介護保険で請求されます。